

資格喪失後の医療保険制度Q & A

Q 1 退職後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。

A 1 掛金額だけの比較ではなく、給付内容も考慮して御自身で決めてください。

● 任意継続

- ・ 現職時と同様、被扶養者の掛金は頂いておりません。
 - ・ 給付内容については、退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。
- 「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について」の「4 任意継続組合員 短期給付一覧表」を参照

＜受けられない給付＞

・ 休業手当金 ・ 育児休業手当金 ・ 介護休業手当金 ・ 傷病手当金附加金

＜受けられる場合がある給付＞

・ 傷病手当金（同附加金） ・ 出産手当金

※ 退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合

※ 現在支給を受けている方

● 国民健康保険

お住いの市区町村にお問合せください。

参考URL

神奈川県ホームページ「国民健康保険制度のご案内」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/cnt/f7093/index.html>

Q 2 退職後に組合員証を使用して医療機関を受診しました。その後の手続きについて教えてください。

A 2 組合員の退職に伴い、共済組合の組合員資格を喪失しますと、任意継続または別の健康保険に加入する必要があります。

共済組合の組合員資格喪失後に組合員証を利用した医療費については、共済組合から後日請求させていただきます。その医療費は、退職後に加入した健康保険組合へ請求することができますので、手続等は加入した健康保険組合へお問合せください。

退職：本来の退職のほか、任用条件変更による組合員資格喪失を含む。

Q 3 任意継続組合員の加入要件で「退職日まで引き続き1年と1日以上¹の組合員期間」とありますが、公立学校共済組合の組合員期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの6か月です。その直前までは、地方公務員共済組合の組合員であり、組合員期間は令和3年4月1日からの3年6か月でした。

この場合、加入要件を満たしているのでしょうか。

A 3 加入要件を満たしています。

組合員期間には、**地方公務員共済組合**及び**国家公務員共済組合**の組合員期間を含みます。(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

ただし、**地方公務員共済組合**又は**国家公務員共済組合**の組合員期間(始期及び終期)の証明書類が必要です。(証明書の詳細は、各共済組合へお問合せください。)

Q 4 任意継続組合員になりましたが、掛金(保険料)が現職の時よりも高いように思われます。どうしてでしょうか。

A 4 現職の時の掛金(保険料)は、本人負担分と事業主負担分は1/2ずつの負担となっていました。任意継続組合員の場合は、事業主負担分がありませんので、全額自己負担となります。

Q 5 退職後、再任用職員(フルタイム)を希望していますが、まだ決定の通知等はありません。任用がなかった場合、任意継続組合員となることを希望しますが、4月以降の健康保険の手続きはどのようにしたらよいですか。

A 5 任意継続組合員となることの申出を行った後、再任用職員(フルタイム)で働くことが決定した場合、書類を提出することで任意継続組合員の申出を取り消すことができます。

➤ 資格喪失後の医療保険制度Q & A【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて(P4) 参照

退職：本来の退職のほか、任用条件変更による組合員資格喪失を含む。

Q 6 任意継続組合員の掛金（保険料）を年一括で支払いました。その後、年度の途中で再就職/勤務時間数増加により現職者として組合員資格を取得することになりました。

この場合、どのような手続きが必要ですか。また、掛金（保険料）の返金はあるのでしょうか。

A 6 現職者として保険組合・共済組合の組合員資格を取得した場合は、任意継続組合員の資格喪失手続きが必要です。「(給付様式第 6-2 号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」に資格取得日が分かる書類の写しを添付して給付グループへ提出してください。

掛金（保険料）の返金は、原則、加入月に資格喪失した場合を除き、資格喪失した日の属する月以降を返金します

➤ 資格喪失後の医療保険制度 Q & A 【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて (P4) 参照

Q 7 任意継続組合員になりましたが、配偶者の被扶養者になろうと思います。必要な手続きを教えてください。

A 7 任意継続組合員になった者が、家族が加入している健康保険組合の被扶養者となる場合は、任意継続組合員の資格喪失の手続きが必要です。

➤ 資格喪失後の医療保険制度 Q & A 【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて (P4) 参照

任意継続組合員資格喪失後に支部から郵送する資格喪失証明書をもって、配偶者等家族の加入する健康保険組合で認定手続きを行ってください。

なお、家族が公立学校共済組合神奈川支部の組合員であり、その被扶養者となる場合であっても資格喪失の手続きは必要です。

退職：本来の退職のほか、任用条件変更による組合員資格喪失を含む。

【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて

事由	事由 2	様式名	任意継続 組合員 資格喪失日	掛金
- 退職日の翌日から任用される場合 - 退職日から任用日まで間が空いているが、短期・一般組合員資格が継続する（任命権者判断）場合	掛金納付 前	(給付様式第6-8号) 「予定任意継続組合員 申出取消申請書」		全額還付
	掛金納付 後	(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員 資格喪失申出書 及び還付請求書」		
任意継続組合員資格取得月と、再就職先の資格取得月が同じ月の場合 【例】 3月31日退職 4月1日から任意継続 4月2日から再就職先の組合員資格取得	公立学校 共済組合 短期・一般の 組合員資格 取得	(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員 資格喪失申出書 及び還付請求書」	再就職先 の 資格取得日	公立学校共済組合の 資格取得月以降の 掛金を還付 【例の場合】 4月以降の掛金を還付
	公立学校 共済組合 以外で 組合員資格 取得		【例の場合】 4月2日	再就職先の 資格取得月の 翌月以降 の掛金を還付 【例の場合】 5月以降の掛金を還付
任意継続組合員資格取得月と、再就職先の資格取得月が異なる月の場合 【例】 3月31日まで週20時間勤務 4月1日から週15時間勤務 8月25日から週20時間勤務		(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員 資格喪失申出書 及び還付請求書」	再就職先 の 資格取得日	新しい組合員資格の 資格取得月以降の 掛金を還付 【例の場合】 8月以降の掛金を還付
			【例の場合】 8月25日	
- 家族の被扶養者になる場合 - 国民健康保険の被保険者になる場合 【例】 4月1日から任意継続 4月1日から被扶養者として認定される/国民健康保険に加入する 5月1日に共済組合が書類を收受	掛金納付 前	(給付様式第6-8号) 「予定任意継続組合員 申出取消申請書」		
	掛金納付 後	(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員 資格喪失申出書 及び還付請求書」	共済組合が 書類を 收受した月の 翌月1日 【例の場合】 6月1日	資格喪失月以降の 掛金を還付 【例の場合】 6月以降の掛金を還付

退職：本来の退職のほか、任用条件変更による組合員資格喪失を含む。